

中公審へ調停申請

水俣病 第二次 新認定患者の補償

チッソ本社

チッソ（本社東京、島田賢一社長）は、第二次水俣病新認定患者との補償について、二十三日午後四時半、中央公害審査委員会に調停申請を出した。

チッソはさる十一月二十四日第一次新認定患者について調停申請を出しているが、今月の申請理由

も第一次新認定患者についてと同じく「熊本と鹿児島両県が認定内

容を教えてくれないので、補償の手がかりがつかめない。それで早期円満解決のため、中公審に調停をお願いする」としている。また申請書では、第二次新認定患者二十九人のうち、二十四人が中公審調停申請に同意している旨述べている。

中公審は第一次分については現在保留処分だが、今回の申請に

については二十八日以降の早い機会に委員会を開いて、取り扱いを協議する意向だ。

なお「自主交渉」を求める第一次新認定患者・家族の川本輝夫さん（〇〇）はいぜんチッソ本社内でのすわり込みを続けている。

（東京支社）